

桂坂・しらかば自治会館使用規定 (H27.4.5 改定)

(名称及び所在地)

第1条 この会館は桂坂・しらかば自治会館(以下「会館」という)と称し、所在地を京都市西京区大枝北杳掛町3丁目11-7に置く。

(目的)

第2条 会館は桂坂・しらかば自治会(以下「自治会」という)の活動を円滑に遂行するための会合及び会員の親睦を増進するための会合等に使用することを目的とする。

(使用及び取り消し)

第3条 (1)政治、宗教団体(個人の政治、宗教活動を含む)及び営利目的の会館使用については、これを禁止する。
(2)使用目的に偽りがある場合は、使用許可を取り消し、以後使用を禁止する。

(使用順位等)

第4条 1、会館の使用順位は次の通りとする。
(1) 会員及びその家族の葬儀
(2) 自治会の会合(総会、役員会、実行委員会等)並びに行事
(3) 会員による自治会に係る会合
(4) 会員主体による学校に係る会合(PTA等)
(5) 会員が3分の2以上を構成している趣味の会、運動クラブで自治会の役員が承認した部会
(6) その他、役員会が認めたもの
2、予め使用を許可した場合であっても、会員及びその家族の葬儀を最優先とする。

(使用時間)

第5条 会館の使用時間は、葬儀及び第4条第2号の場合を除き、原則として午前9時から午後10時までとする。

(使用手続き)

第6条 (1)会館の使用を希望するものは、別表①「桂坂しらかば自治会館使用申込書」(以下「申込書」という)に所要事項を記入のうえ、自治会館担当役員(以下「会館担当」という)に提出して承認印を受け、使用当日または、その前日に申込書を提示して、会館担当から鍵を借用する。
(2)会館の使用申込みは、原則として使用希望日の1ヶ月前から5日前までに受け付ける。

(使用料金)

第7条 会館の使用料金は水道光熱費、冷暖房費等を含めて次の通りとする。
(1)会員及びその家族の葬儀 1葬儀につき 10,000円
(2)自治会の会合等(第4条2号～第5号) 無料
(3)その他(第4条第6号) 1時間当たり 500円